個人情報保護に関する覚書（案）

　公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下、「甲」という。）と株式会社○○○（以下、「乙」という。）は、甲乙間で令和　年　月　日に締結した多言語電話通訳サービス業務に関する委託契約（以下、「本委託契約」という。）書第４条の規定に基づき、以下のとおり個人情報保護に関する覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

（用語の定義）

第１条　「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」（法第2条第1第1号）、又は「個人識別符号が含まれるもの」（同項第2号）をいう。

（基本事項）

第２条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

２　乙は、委託業務を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団個人情報管理規程」をはじめとする関係法令等を遵守することとする。

（収集の制限、正確性の確保）

第３条　乙は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。また、収集した個人情報は、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（個人情報の開示）

第４条　個人情報は、以下のいずれかの方法により甲から乙に開示されるものとする。

　（１）書面その他の有体物（電子情報が記録されている媒体を含む。）による提供。

　（２）口頭または視覚的手段による伝達等の有体物に化体しない状態での提供。

（目的外利用・提供の禁止）

第５条　乙は、甲から提供された個人情報を委託業務以外の目的で利用し、または第三者　に提供してはならない。

（複写または複製の制限）

第６条　乙は、事前に甲の承諾を得ることなく、甲から提供された個人情報の全部または　一部の複写または複製を行ってはならない。

（安全管理措置）

第７条　乙は、個人情報への不正アクセスまたは個人情報の紛失、滅失、破壊、改ざん、　漏えい等の危機に対して、個人情報を知る必要のあるアクセス者以外の者が参照、入力、　出力、複写、複製、編集等の利用ができないよう対策を講じなければならない。

（検査）

第８条　甲は、委託業務における個人情報の利用・管理状況について随時、乙から報告を　求めることができる。また、必要に応じて、乙の事務所等に立入検査できるものとする。

（事故等の報告、損害賠償）

第９条　乙は、本覚書に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知った場合は、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。本覚書の違反により発生した経費（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙が負担するものとする。

（個人情報の返還、廃棄）

第１０条　乙は、委託業務が終了した場合または甲が指示した場合は、直ちに、甲から提供された個人情報を、返還または引き渡すものとし、この授受について書面で取り交わすものとする。

また、個人情報を出力した媒体または複製物がある場合は、再生または読み取り不可能な

措置を講じた上でこれらを廃棄または消去し、その旨を甲に報告する。ただし、甲が別に指示したときは、それに従うものとする。

（再委託の禁止）

第１１条　乙は、甲が承諾した場合を除き、本委託契約による個人情報取扱業務については　自ら行い、甲の事前の書面による承諾なしに第三者にその取り扱いを委託（以下、「再委　託」という。）してはならない。

２　乙は、委託業務のうち個人データの取扱を含む業務を再委託することを希望する場合には、個人情報を適正に取り扱っていると認められる業者を選定し、当該第三者に関する情報（名称、本店所在地、事業内容、事業規模、個人データの取扱い実績など）、選定理由、再委託する業務の内容を書面により甲に通知し、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。

３　甲の事前の書面による承諾を得て個人データの取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合には、個人データの取扱に関して当該第三者（以下、「再委託先」という。）との間で本覚書に記載された条件と同等の内容の契約を締結するものとする。

４　再委託先が、甲が乙へ取扱を委託した個人データを漏えい、盗用するなど本覚書に記載された条件に違反した場合には、乙が本覚書に違反したものとして、甲に対して責任を負うものとする。

（定めなき事項）

第１２条　本覚書に定めなき事項については、本委託契約書によるものとする。

　本覚書の成立を証するため、本覚書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自がその１通を所持する。

令和　年　月　日

　　　　　甲　　　住　所　沖縄県宜野湾市伊佐3丁目4-1

第5タテルマンビル3階

　　　社　名　公益財団法人　沖縄県国際交流・人材育成財団

　　　　　　　　　　　　　　 代表者　理事長　　宮　城　　淳

乙　 住　所

　　　社　名

　　　代表者